

令和7年度 入所のしおり



のびのび南第1・第2クラブ

〒437-0061 袋井市久能1227番地10

第1クラブ 0538-44-5538 070-2228-0187

第2クラブ 0538-31-2111 090-6358-6100

E-mail(共通) : nobiminami@ma.tnc.ne.jp

1 対象となる児童

小学生で、保護者が就労等の理由により家庭での保育が困難な児童です。

2 保育時間

- (1) 月～金曜日（祝日は除く）・・・下校時から午後6時15分まで
- (2) 土曜日、長期休業中（春・夏・冬休み）・・・午前7時45分から午後6時15分まで
開所時間は、天候や学校行事等の状況に応じて変更する場合があります。

3 保護者負担金（下線はR7改定見込みの金額です。）

利用形態	利用期間	料金	備考
常時利用 (通年)	通常月	月額 7,500円	<ul style="list-style-type: none"> ・利用が1日以上あった月は1ヶ月分の料金がかかります。 ・ただし、入所した月のみ15日以降の利用開始の場合、料金が半額になります。
	8月	月額 <u>13,800円</u>	
長期休業期間 のみ利用 (終業式翌日から 始業式前日まで)	夏休み期間	期間額 <u>17,300円</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・利用が1日以上あった場合は全額の料金がかかります。 ・翌年度の継続利用申込みのない場合、春休み期間は3月31日までです。
	冬休み期間	期間額 <u>各8,200円</u>	
	春休み期間		
土曜日利用（土曜日クラブ）		月額 2,500円	<ul style="list-style-type: none"> ・通常時の利用とは別に負担金がかかります。 ・利用が1日以上あった月は、1ヶ月分の料金がかかります。

- ・上記の保護者負担金に含まれるおやつ代は、常時1,500円、8月1,600円、長期休業期間のみの夏休み2,400円、冬休み1,600円、春休み1,600円、土曜日クラブ300円です。
- ・クラブが指定する日までに、集金袋、口座振込等によりクラブにお支払ください。
- ・兄弟姉妹入所の場合の割引はありません。

4 放課後児童クラブでの生活

発達支援、重度のアレルギーへの対応等の専門的な支援については、十分な対応ができかねますのであらかじめご理解ください。

また、集団生活の場であることから、お互いが気持ちよく過ごせるよう次の(1)から(5)のきまりやルールを守っていただくようお願いします。

- (1) 遊びを中心とした生活の場です。学習塾ではありませんので、宿題等への取組は自主性に任せます。指導は行いますが答え合わせはご家庭でお願いします。
- (2) 夏休み等の学校給食がない期間は、お弁当、水筒の持参をお願いします。
- (3) 保護者負担金におやつ代が含まれていますので、毎日おやつの時間があります。
 - ・クラブを欠席する場合、その日のおやつの提供はありません。
 - ・児童のアレルギーの状況によっては、おやつを持参していただく場合があります。その場合、保護者負担金（月額）に含まれるおやつ代は徴収いたしません。
- (4) 他の児童や支援員への暴力・暴言・迷惑行為、故意にクラブの施設や物品を破損させた場合、きまりを守らない場合、保護者負担金の支払いがない場合は、退所していただくことがあります。
- (5) クラブでは、傷害・賠償責任保険に加入しておりますが、事故の状況によっては、保険対象外となり保護者に賠償していただく場合がありますのでご了承ください。

5 登所・降所

(1) 登所

- ア 学校が終わったら、そのまま児童クラブへ登所してください。
- イ 長期休業期間は、開所時間前にクラブへ登所しないでください。子どもたちの安全を守るため、必ず開所時間(午前7時45分)以降に登所してください。

(2) 降所

- ア 原則、各家庭でお迎えをお願いします。それ以外の帰宅方法は、各家庭の責任で決めてください。帰宅時間や帰宅方法を変更する場合は、必ずクラブに連絡をお願いします。
- イ お迎えは、必ず午後6時15分まで(引渡完了)をお願いします。家庭で過ごす時間はとても大切ですので、お仕事が終わりましたら時間を空けずにお迎えをお願いします。
- ウ 台風等の荒天の場合には、早めのお迎えをお願いする場合があります。クラブからの連絡が確認できるようにしてください。
- エ 習い事などの都合で、クラブを降所した後に再度利用することは、原則できません。

6 閉所

(1) 日曜・祝日、盆休み(8月13日～15日)

年末年始(12月下旬から1月上旬)は、小学校の休校日に合わせて閉所します。

(2) 次の場合に閉所することがあります。

- ア 暴風警報等で学校が朝から休校の場合、夏休み期間等に休校となった場合
学校の長期休業期間に、各小学校で閉庁日(学校の完全休業)となった場合は、各学区内に所属するクラブ全部を閉所する場合があります。
- イ 台風等荒天の場合
- ウ インフルエンザ等感染症が集団発生した場合
- エ 各クラブや学校の事情等でクラブ室が使用できない場合

7 欠席について

- (1) 保護者等の仕事がお休みの日は、クラブを利用できません。
- (2) 欠席する場合は、保護者が必ず事前にクラブへ連絡してください。
- (3) 次の場合は、原則退所となります。
 - ・1週間以上無断欠席した場合
 - ・やむを得ない場合を除き、クラブを1ヵ月以上利用しない場合(隔月休みを含む。)
- (4) 感染症の罹患や病気の場合は、全快するまで休ませてください。
- (5) 具合が悪くなった場合は連絡しますので、必ず早めのお迎えをお願いします。
- (6) インフルエンザ等で学級閉鎖となった場合は、クラブを利用できません。
- (7) 1か月単位でクラブを休む場合、翌月退所する場合は、前月の20日までにクラブへお知らせいただくとともに、「放課後児童クラブ利用変更(中止)届(様式第3号)」を提出してください。届用紙は、クラブに置いてあります。
お知らせいただけない場合は、原則、利用料が発生します。

8 その他

- (1) 勤務先や就労時間を変更したときは、速やかに就労証明書を再提出し、緊急連絡先の変更の有無を確認してクラブへ連絡してください。
- (2) 仕事を辞めた場合は、「保育の実施申立書兼誓約書」の提出が必要です。離職日から90日以内に「就労証明書」の提出がない場合は退所となります。また、求職活動を行わない日は、クラブを利用できません。
- (3) 利用の変更、退所、住所の変更をするときは、クラブへ「放課後児童クラブ利用変更(中止)届(様式第3号)」を提出してください。
- (4) 育児休業中は、クラブを利用できません。(産後8週間までは、お預かりします。)

◇のびのび南クラブでの生活について◇

1. ご用意いただくもの

- ① 水筒
- ② 着替え …お迎えに来ていただく際、必要に応じて下着・ズボン・シャツ等をロッカーに置いてください。
- ③ ハンカチ…コロナ禍以来、ペーパータオルを使用しています。
- ④ お弁当 …（長期休暇の時）

2. お休みの連絡

★ショートメールにて必ずご連絡ください。（理由もお書き添えください。）

◇第1クラブ ☎ 070-2228-0187

◇第2クラブ ☎ 090-6358-6100

※学校を欠席する場合はクラブにも連絡をお願い致します。学校からクラブへの連絡はありません。

★お子さんの体調が悪い場合はクラブからご連絡します。速やかなお迎えをお願いします。

★就労証明書を提出されたご家族がお休みの日は、クラブをお休みして一緒にお過ごしください。

3. 学習（宿題）について

★お子さんが学習にとりくみやすい環境を作れるよう努力しております。

ご家庭でもクラブでの学習への励ましをお願いします。

★音読など一人ずつの対応が必要なものは、ご家庭でお願いします。

4. 行事について

★全学年の下校時間を考えて多くは水曜日に予定しています。

5. 駐車場について

★駐車場の混み合う時間帯は速やかに車の出し入れをお願いします。

★駐車場内のトラブルについては責任を負いかねますのでご了承ください。

6. その他

★個人の持ち物には全て、フルネームでわかりやすく記名してください。

（校服を含め、大勢のお子さんが同じようなものを使用しています。必ずご記名をお願いします。）

★負担金は毎月7日までに必ず保護者の方から支援員にお渡しください。

★勤務先・連絡先などに変更がありましたらすぐにご連絡ください。書類の提出があります。

★心配事、気になること、ご意見等ありましたら支援員までお知らせください。

★帰宅については安全面を考慮して保護者の方によるお迎えをお願いしています。

それ以外の帰宅方法は、各家庭が責任をもって決定してください。

★お迎えは （最終）午後6時15分までに必ずお願いします。

◇支援員等◇ 第1クラブ 萩田敏子、伊藤美紀、鈴木敬子、江藤マユミ、木下洋子、
アルベス美代子、アッポシヤン

第2クラブ 石田みつ子、萩田哲朗、遠藤智子、宇津山都子、野田和恵、山下綾子、
喜屋武ラファエル、清水りゅう

◇のびのび南クラブでの1日◇

学校のある日

- ・下校後、登所 入り口で検温・手指消毒をして入室します。
「ただいま」のあいさつで出欠確認をします。
必要に応じて着替えをし、ランドセル・横断バック・校服などをロッカーに片付けます。
手洗い、うがいをします。
- ・終わり次第 おやつまで宿題、読書などをして静かに過ごします。
- ・15:00～15:30 先生のお話を聞いたあと手洗いをして、おやつになります。
- ・16:10頃～ 部屋の中で自由遊び、または学校グラウンドで外遊び(17:00頃まで)
お帰りまでは部屋の中で自由遊びです。
- ・保護者のお迎えを待つ
遊んでいたおもちゃを片付け「さようなら」のあいさつをして帰りましょう。
- ・18:15 お迎え完了

長期休暇（春休み、夏休み、冬休み）

- ・7:45～ 7時45分からのお預かりになります。
登所したら「おはよう」のあいさつと、検温、名前・健康状態を伝えてもらいます。
家から持ってきたドリル、学校の宿題などの勉強や読書をして静かに過ごします。
- ・9:00～ 朝の会で今日の予定を確認します。
部屋の中か外で自由遊びです。
- ・12:00～ 昼食(お弁当：始業式・終業式の日にはクラブで用意します。但し、4月の始業式・入学式の日はありません。)
手洗いをして「いただきます」
- ・12:30～ 自由遊びかイベント
- ・15:00頃 おやつ
- ・15:30頃～ 部屋の中で自由遊びか、学校グラウンド(16:30頃まで)で遊び、
お帰りまで部屋の中で自由遊びをします。
- ・保護者のお迎えを待つ
遊んでいたおもちゃを片付け「さようなら」のあいさつをして帰りましょう。
- ・18:15 お迎え完了

※季節、状況により、時間は変更になる場合があります。

袋井市放課後児童クラブ 警報及び災害緊急対応基準一覧表 (令和5年9月改定)

1 台風、暴風、急速に発達する低気圧等の災害

(1) 気象庁などから出る気象情報により判断する場合

状況		児童クラブ対応	備考
学校のある日	午前6時30分の時点で特別警報または暴風警報が発令されており、自宅待機の場合	閉所	
	午前10時前に警報が解除され、学校に登校する場合	開所	
	登校後、台風等の接近に伴い短縮日課となった場合、その他の警報及び注意報、防災情報が発表された場合で、児童の安全確保のために必要な場合	全児童の引き渡し完了後閉所	※下校後2時間以内のお迎えをお願いします。
	登校後、特別警報または暴風警報が発令され、学校待機となった場合	警報解除後、安全が確認され、下校する場合 閉所	
長期休業期間 土曜日等	①午前6時30分の時点で特別警報または暴風警報が発令されている場合	閉所	
	②午前10時の時点で特別警報または暴風警報が継続されている場合	閉所	
	③午前10時前に特別警報または暴風警報が解除された場合	開所	
	放課後児童クラブへ登所後、特別警報または暴風警報が発令された場合	全児童の引き渡し完了後閉所	※安全を確認し、2時間以内のお迎えをお願いします。 ※状況に応じて、避難等対応します。

※特別警報とは、大雨特別警報、大雪特別警報、暴風特別警報、暴風雪特別警報等です。

※風水害の影響により、保護者のお迎えが困難な場合は、放課後児童クラブへ御連絡ください。

※その他の警報、注意報、防災情報が発表された場合は、原則通常の活動を継続しますが、状況によっては、子どもの安全を第一に考え、異なる対応を行う場合があります。

(2) 袋井市が出す避難情報等により判断する場合

状況		児童クラブ対応	備考
学校のある日	午前6時30分の時点で高齢者等避難(警戒レベル3)、避難指示(レベル4)、緊急安全確保(レベル5)のいずれかが発表され、休校の場合	閉所	
	登校後、高齢者等避難(警戒レベル3)、避難指示(レベル4)、緊急安全確保(レベル5)のいずれかが発表された場合	閉所	
	放課後児童クラブへ登所後、高齢者等避難(警戒レベル3)、避難指示(レベル4)、緊急安全確保(レベル5)のいずれかが発表された場合	全児童の引き渡し完了後閉所	※安全を確認し、直ちにお迎えをお願いします。 ※状況に応じて、避難等対応します。
長期休業期間 土曜日等	午前6時30分の時点で高齢者等避難(警戒レベル3)、避難指示(レベル4)、緊急安全確保(レベル5)のいずれかが発表されている場合	閉所	
	放課後児童クラブへ登所後、高齢者等避難(警戒レベル3)、避難指示(レベル4)、緊急安全確保(レベル5)のいずれかが発表された場合	全児童の引き渡し完了後閉所	※安全を確認し、直ちにお迎えをお願いします。 ※状況に応じて、避難等対応します。

(3) 暴風(竜巻)や事故等の影響による停電発生に伴う対応

状況		児童クラブ対応	備考	
学校のある日	午前6時30分の時点で小学校が停電しており、休校の場合	閉所		
	小学校の停電時において、学校生活における環境条件が整い、かつ子どもの登下校時の安全が確保することができ、開校する場合	放課後児童クラブでの生活ができる環境条件が整っている場合	開所	
		放課後児童クラブでの生活ができる環境条件が整っていない場合	閉所	
長期休業期間 土曜日等	午前6時30分の時点で放課後児童クラブが停電している場合	閉所		

※下校後、暴風警報又は特別警報が発表された場合や登校後、台風等の接近に伴い短縮日課となった場合、児童は放課後児童クラブに登所し、保護者への引き渡しが完了し次第、放課後児童クラブを閉所します。
※登所後、暴風警報又は特別警報が発表された場合は状況に応じて速やかな迎えを依頼し、安全を確認した後保護者への引き渡しを行います。

2 地震による災害

(1)地震発生時に伴う対処

状 況		児童クラブ対応	備考
震度4以下を 観測した場合	安全を確認した後、原則通常通りの活動を継続します。 ※被害状況によっては、子どもの安全を第一に考え、保護者に注意喚起を行い、早めのお迎えをお願いする等異なる対処を行う場合があります。	開所	
震度5弱以上 を観測した 場合	学校のある日	小学校登校前に震度5弱以上を観測し、休校となった場合	閉所
		小学校在校中に震度5弱以上を観測し、安全が確認されるまで学校に待機し、安全確認後下校もしくは、保護者に引き渡しとなった場合	
		小学校下校後、クラブ登所途中で震度5弱以上を観測した場合、クラブへ登所し、避難行動後、保護者に引き渡し	全児童の引き渡し完了後閉所
	長期休業期間 土曜日等	クラブへ登所前に震度5弱以上を観測した場合	閉所
クラブで活動中に震度5弱以上を観測した場合、避難行動後、保護者に引き渡し		全児童の引き渡し完了後閉所	

(2)津波警報等発表に伴う対処

状 況		児童クラブ対応	備考
津波注意報が 発表された場 合	原則、通常の活動を継続 ※状況によって、子どもの安全を第一に考え、異なる対処を行う場合があります。	開所	
津波警報・大 津波警報(特 別警報)が発 表された場合	学校のある日	小学校登校前、警報が発令され、休校となった場合	閉所
		小学校在校中、警報が発令された場合は、警報が解除され、安全が確認されるまで学校に待機し、安全確認後下校もしくは、保護者に引き渡しとなった場合	閉所
		下校後、警報が発令された場合は、警報が解除され、安全が確認されるまで、避難行動を行い、安全確認後、保護者に引き渡し	全児童の引き渡し完了後閉所
	長期休業期間 土曜日等	登所前に警報が発表された場合	閉所
クラブで活動中に警報が発表された場合、警報が解除され、安全が確認されるまで避難行動を行い安全確認後、保護者に引き渡し		全児童の引き渡し完了後閉所	

(3)南海トラフ地震に関連する情報発表に伴う対処

状 況		児童クラブ対応	備考
南海トラフ地 震臨時情報が 発表された場 合	調査中	原則、通常通りの活動を継続	開所
	巨大地震警戒(発生地震がM8以上)	原則、通常通りの活動を継続	開所
	巨大地震注意(発生する地震がM7以上)(ゆっくりすべりの場合)	原則、通常通りの活動を継続	開所
	調査終了	原則、通常通りの活動を継続	開所

※上記以外の対応については、市が判断し、クラブを通じて連絡します。

※地震発生の可能性が相対的に高まったと評価された時、および震度5弱以上の地震が発生した時、開所しない。
※登校前に大津波警報・津波警報が発表された時、開所しないが、学校へ登校となった場合は開所する。

3 「弾道ミサイル等発射に係る」Jアラートの静岡県内への発令(内閣官房国民保護ポータルサイトにより)

(1)弾道ミサイル発射に係るJアラートが静岡県内に出された場合

状況		児童クラブ対応	備考
学校のある日	登所前に弾道ミサイル発射に係るJアラートが出された場合 (児童は学校にて安全確認ができるまで避難態勢を取る。)	閉所	
	Jアラートのより通過または落下場所についての情報が出された後に安全確認がとれた場合	開所	
長期休業期間 土曜日等	登前に弾道ミサイル発射に係るJアラートが出された場合	閉所	
	Jアラートのより通過または落下場所についての情報が出された後に安全確認がとれた場合	開所	

※クラブ活動中に弾道ミサイル発射に係るJアラートが出された場合は、活動を中止し、安全確認ができるまで避難態勢を取る。

「弾道ミサイル落下時の行動について」 <https://www.kokuminhogo.go.jp/kokuminaction/index.html> による

- 屋外にいる場合は近くの建物の中か、地下に避難。
- 建物がない場合は物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守る。
- 屋内にいる場合は窓から離れるか、窓のない部屋に移動する。

(2)万が一、近くにミサイルが着弾した場合

- 弾頭の種類に応じて被害の様相や対応が大きく異なるため、情報収集に努め、行政からの指示に従って行動する。
- 屋外にいる場合は、口と鼻をハンカチで覆い、現場から直ちに離れ、密閉性の高い屋内または風上へ避難する。
- 屋内にいる場合は、換気扇を止め、窓を閉め、目張りをして室内を密閉する。
- 被害の内容が明らかになったら、新たな指示に従って行動する。

4 原子力災害(浜岡地域原子力災害広域避難計画によるUPZ内にある施設の場合)

状況		児童クラブ対応	備考
①警戒事態又は施設敷地緊急事態	学校のある日	小学校在学中に発表され、屋内退避と保護者引き渡しになった場合	閉所
		クラブで活動中に発表された場合、屋内退避後、保護者へ引き渡し	全児童の引き渡し完了後閉所
	長期休業期間 土曜日等	登所前に発表された場合	閉所
		クラブで活動中に発表された場合、屋内退避後、保護者へ引き渡し	全児童の引き渡し完了後閉所
②全面緊急事態	学校のある日	小学校在学中に発表され、屋内退避と屋内で保護者引き渡しになった場合	閉所
		クラブで活動中に発表された場合、屋内退避後、保護者へ引き渡し	全児童の引き渡し完了後閉所
	長期休業期間 土曜日等	登所前に発表された場合	閉所
		クラブで活動中に発表された場合、屋内退避後、保護者へ引き渡し	全児童の引き渡し完了後閉所
③避難指示・一時移転	学校のある日	小学校在学中に発表され、避難する場合	閉所
		クラブで活動中に発表され、避難する場合	閉所
	長期休業期間 土曜日等	登所前に発表された場合	閉所
		クラブで活動中に発表され、避難する場合	閉所

※クラブ活動中に③避難指示・一時移転が発表された場合、市指定一時集合場所へ移動し、バスで避難。搬送体制が整うまでは屋内退避などの対応を取る。(袋井市の避難先は三重県と福井県)

- ①県内で震度6以上の地震が観測された時など、発電所の全交流電源が喪失した状態が継続した時など
- ②原子炉を冷却する全ての機能を喪失した時など
- ③放射性物質の漏洩した時など
 - 500μSv超過 数時間以内を目安に区域を特定し、速やかに(1日以内を目安)避難するよう指示が出ます。
 - 20μSv超過 1週間程度内に移転する一時移転の指示が出ます。
 - 0.5μSv超過 飲食物を検査する区域を決め、検査。結果によって接種制限を行います。

※UPZとは緊急時防護措置を準備する区域(原子力発電所から概ね31km圏内)のことです。袋井市の全域がUPZ内に指定されています。

袋井市立小学校区放課後児童クラブ 保険概要 (2025 年度)

団体総合補償制度費用保険 (WIZ) ・ 施設賠償責任保険

(行事参加者補償制度費用保険特約)

放課後クラブでは、放課後クラブ管理下でのケガや賠償事故に対して保険に加入しています。賠償事故に関しては、児童個人の責任が大きい場合は本人（保護者）に事故対応をお願いする場合があります。

傷害保険 引受保険会社・・・ Chubb 損害保険㈱

この保険は、袋井市立の小学校区各放課後クラブに登録された児童の方がケガをした場合に保険金(お見舞金)をお支払いする保険です。

対 象 者 : 各小学校の放課後クラブに登録されている児童

支払範囲 : 「放課後クラブの管理下」にある間に、偶然な外来の事故により児童がケガをしたり死亡（後遺障害を含む）したりした場合に保険金をお支払します。

「放課後クラブの管理下」とは・・・

- ・ 放課後クラブが学校敷地内の場合は、指導員が子供を確認した時点
学校施設外の場合は、施設の敷地内に入った時から対象です。
- ・ 放課後クラブの施設内および施設周辺での外遊びにいる間
- ・ 放課後クラブの行事（遠足等）に参加している間
- ・ 放課後クラブと住居の往復途中（途中寄り道中は除きます）
- ・ 高学年で放課後クラブから、学習塾等の往復途上、学習塾から自宅への帰宅途上

補償内容 :

災害死亡補償	(傷害) 350万円
	(疾病) 100万円
後遺障害補償	(傷害) 350万円 ～ 14万円
	(疾病) 100万円 ～ 4万円
入院補償 (入院日額) 【事故日から180日以内】	(傷害) 2,500円
	(疾病) 1,000円
手術補償	手術の種類により入院日額の10・20・40倍
通院補償 (通院日額) 【事故日から180日以内90日限度】	(傷害) 1,500円
	(疾病) 500円

疾病 … 熱中症（日射病・熱射病）、細菌性食中毒、低体温症、脱水症等

賠償保険 引受保険会社・ Chubb 損害保険㈱

放課後クラブが使用もしくは管理する他人の財物を滅失、破損もしくは汚損した場合において放課後クラブがあきらかに法律上の賠償責任を負うことによって被る損害を補償します。

支払範囲 : 放課後クラブ活動の遂行に起因した偶然な事故により、他人にケガをさせたり、他人の物を壊したりした時。

支払事例 :

- ・ 外遊びの時間にボール遊び中に、ボールが学校のガラスに当り破損。
- ・ クラブ行事の遠足で、施設の遊具を児童が壊した。
- ・ 施設内で遊んでいて施設の物品（窓ガラス等でクラブの備品は除きます）を破損させた。（※免責有）

補償内容 :

対人賠償	1回の事故につき1名につき1億円、1事故2億円を限度としてお支払
対物賠償	1回の事故につき500万円を限度にお支払

注意点 : 基本的に放課後クラブ側のあきらかな管理責任が問われるケースが対象ですので以下のようなケースでは、児童を対象とした保険（個人賠償責任補償）で各自対応願います。（放課後クラブでの対応は、学校と同じ対応です）

- ・ 児童のあきらかな故意で財物を破損・汚損した場合。
- ・ 児童間での問題。（双方の保護者で話し合いでの解決）

保護者の皆様へ 近年の小学生低学年の事故状況とお願い

- ・ 指導員の先生の背後からいきなり飛び付き、指導員の先生が首を捻り鞭打ちになった。
（指導員や小学校低学年の担任の先生に多く発生する事故です）
- ・ 外遊びの時間に屋根に乗って、友達同士で競って飛び降り足を骨折した。
- ・ 施設内で走り回り転倒した際に備品の角に頭をぶつけ、裂傷を負った。
（クラブ施設内を指導員の制止を聞かずおこる事故です）
- ・ 子ども同士些細なことでもいざこざになり、指導員の制止後もなお止めずお友達をケガさせた。
（事故状況によりますが、お子様個人（保護者）に事故対応をお願いする場合があります）
- ・ 小学校の低学年児童の行動は予測が出来ません。大人の考える常識外の行動をとり事故へとつながるケースが多くあります。
- ・ 事故があった際に、お子様の放課後クラブでの状況が普段のお子様と違い戸惑う保護者の方がいらっしゃいますが、出来るだけ事実を説明していますので、ご理解いただき、家庭での見守りをお願いします。

保険金請求方法

指導員の方から“保険金請求書”を受け取り、治療終了後に必要事項を記入し、病院の領収書（又は 診療報酬明細）のコピーを付けて返信封筒にてご返送下さい。